

その他の建設業－その他における起因物なしを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	地面から1m50cmの高さの岸壁で、オビタルサンダー500gの重さで手のひらの大きさの機械で船のペーパーかけをやっていた時に、ペーパーをかける所で体をかわした時に腰がグギっとなってぎっくり腰になり、転んで脳震盪を起こした。	25~	19
1	10~11	段付きの標識5m柱（約40kg）を設置するため、地面に横にしてあった柱を起こす際、バランスをくずし腰に負担がかかり、激痛に襲われながらも柱を45度まで持ち上げる作業を続け、そのあと動けなくなった。	40	—
3	15~16	作業現場にて、砂利を集めて詰めた20kg前後の土嚢袋を膝を曲げず伸び切った状態で、注意を払わず背中を丸めて力任せに持ち上げたところ、腰を痛めた。	24~	19
3	9~10	自社資材置き場において、同僚と2人で鋼製型枠（300×1500、質量14.6kg/枚）の清掃中に、清掃済みの型枠を重ね揃えていたところ、同僚が確認せずに別の型枠を重ねてきたので、慌てて指を抜こうとしたが抜き損ね、左小指を挟み負傷した。	67~	19
4	15~16	広路で、給水ポンプのカバー（自動販売機程の形と大きさ、重さ約30kg）を持ち上げる際に、設置場所が階段下の天井が低い狭い場所のため、姿勢の悪い状態（かかんだまま）で持ち上げたところ、腰を痛め歩行することができなくなった。	35~	19
6	14~15	社内の資材置場において型枠の組立作業中、左側の脇を型枠に押し付けて、無理な体勢で作業をし、直後は少し違和感があったものの痛みはなかった。その後に痛み出し、少しずつ強くなってきた。左第7肋骨骨折と判明した。	53~	19
7	14~15	商品サンプルを配布中、砂利道を歩いていたところ、釘が靴を貫通し土踏まずに刺さり、負傷した。	30~	31

				49
7	12~13	遺族からの労災補償給付請求について、労災申請に関する意見書を提出し、業務上外認定の調査および判断に委ねたところ、下記（1）（2）により業務上の負荷が増加し、精神疾患に罹患して自殺するに至った、として業務上認定がなされた。 （1） 所長（部下13名）となり、業務に変化が生じたこと（2） 職場の警備システムや当該社員が使用していたパソコンに記録された時刻から、在社時間が長時間に及んでいたこと	52	10 ~ 29
7	10~11	自社の資材置場で発生、草刈り作業中に足場板を移動している時に腰を痛めた。	22	1 ~ 9
7	14~15	関連会社施設において、テーブル（縦90cm×横150cm）の搬出中、テーブルをトラックの荷台（高さ約90cm）に積み上げる際、腰に過負荷がかかり、負傷したものである。	56	1 ~ 9
7	11~12	墓所の工事中、コンクリート片を入れた土嚢袋を積んだトップカーで、道幅1m位の急な坂道をバックで降りている際、左側面の石垣に当たりそうになった。ぶつかるのを避けるため、右に急ハンドルをきったときに、体ごと捻じって左足を負傷した。	60	1 ~ 9
9	9~10	朝から工場内にて工事の段取りをしていた、棚の上に置いている材料を引き出してトラックに積み込む為、移動した時、腰を痛めたもの。	37	1 ~ 9
12	10~11	空調設備工事において、空調の移設、新規設置を行っていたところ、室外機（40kg~50kg）を階段を使い運んでいたとき、急に腰に痛みが走り負傷したものである。	50	1 ~ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)